

絆

KIZUNA

2023 DECEMBER

JAグループ青森 月刊広報誌 [924号]

12



 JAグループ

耕そう、大地と地域の未来。



J A 共済の一時払が魅力的になりました！



共済金額

500万円

【ご契約例】性別：男性 加入年齢：60歳



一時払終身共済 (平28.10)

一時払介護共済

令和5年12月1日～12月31日までにご契約いただいた場合

0.9%

予定
利率

4,414,600 円

共済
掛金

Point

- ☑ 一生涯にわたって、お亡くなりになられたときの保障が確保できます。
- ☑ 死亡共済金を相続対策にご活用いただけます。
- ☑ 医師による診査は必要なく、簡単な告知でお申込みいただけます。

1.2%

3,767,365 円

Point

- ☑ 一生涯にわたる介護保障で不安の高まる高齢期も安心です。
- ☑ 公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障です。
- ☑ 死亡給付金は相続対策にご活用いただけます。

一時払共済掛金

死亡のとき
死亡共済金

一生涯保障

※生存給付特別の付加は契約者以外を生存給付金受取人に指定する場合、指定する生存給付金受取人に生存給付金のお受取りについて必ず事前にご自身で説明し、了解を得ていただく必要があります。
※「契約者≠生存給付金受取人」の場合、生存給付金は贈与税の課税対象となります（一定の場合を除く）。

一時払共済掛金

①公的介護保険制度に定める要介護2～5に認定されたとき
または
②所定の重度要介護状態になったとき
(J A 共済独自基準)
介護共済金

死亡のとき
死亡給付金

一生涯保障

※介護共済金のお受取りがなく、お亡くなりになられた場合には、死亡給付金（一時払共済金の額）をお受取りいただけます。介護共済金をお支払した場合にはご契約は消滅します。
※公的介護保険制度に定める要介護2～5に認定されたとき、または所定の重度要介護状態になったとき、介護共済金をお受取りになれます。（責任開始以後に生じた病気またはケガによる場合に限られます。）※相続人が受け取った死亡給付金には相続税の非課税枠が設けられており、相続税を軽減できる場合があります。被相続人の死亡によって取得した共済金等で、その共済掛金を被相続人が負担していたものが相続税の課税対象となります。

※被共済者の性別・加入年齢・共済金額：「適用されている予定利率」または「適用されている予定利率と共済掛金時点」※予定利率とは、共済掛金積立金（将来の共済金等をお支払するために、共済掛金の中から積み立てられているお金）を運用する際に適用されるあらかじめ定められた利率をいいます。※予定利率は金利情勢に応じて毎月1日に設定され、月末まで同一となります。このため、ご契約される月によりお払込みいただく共済掛金が増減（増減）する場合があります。なお、ご契約時の予定利率は、共済期間を通じて固定して適用されます。※現在の共済掛金については、「掛金シミュレーション」にてご確認ください。お近くのJAにお問い合わせください。※解約時の返れい金はお払込みいただいた共済掛金の額が限度になります。また、早期にご解約される場合、お払込みいただいた共済掛金を下回ることがあります。※この共済の給付にかかわる公的介護保険制度の変更が将来行われたときは、農林水産省の承認を受けて、介護共済金の支払事由の変更を行うことがあります。※本資料記載のお取り扱いについては、令和5年7月末現在の法令等に基づくものです。※この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。



自己改革の着実な実践とガバナンス・ 内部統制の確立に向けて

～規制改革推進会議における農協改革の動向について～

1. 政府（規制改革推進会議）の動向

経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革に関する事項を協議するため、内閣府主催の規制改革推進会議が10月16日に開催された。

規制改革推進会議の進め方については、令和6年夏を目途に重要課題等に関する答申を取りまとめることとしている。

規制改革の重要課題として、緊急に対応すべき課題として、人手不足への対応を挙げ、あらゆる規制・制度改革を通じて、その対応を推進していくこととしている。また、当面の重要課題の一つとして、「自爆営業」（未達ノルマの従業員買取り）への対策、農地に関連する事項として、土地相続手続きのデジタル化や所有者不明土地の有効利用なども盛り込まれた。今回の重要課題の中で農協改革に関する課題は盛り込まれなかった。

農協改革に関しては、今年6月の規制改革推進に関する答申で示され、「農協で組合員との対話を通じて自己改革実践サイクルが構築されていること等に「評価できる」とした。この取組みを自律的に深化・発展させるべく、「農協改革の着実な推進」、「農協における適切なコンプライアンス・ガバナンス態勢等の構築・実施」、「共済事業における顧客本位の業務運営の取組等」が規制改革実施計画に盛り込まれている。

2. 農林水産省の動向

規制改革に関する答申を受け、農林水産省では、「自己改革の取組みが自律的に深化・発展させるため、経営体制の実効性向上、定量的な進捗状況把握、担い手経営体に対する取組み強化が実施されているか」、また、「不正やハラスメントへ厳正に対処するため適切なコンプライアンス・ガバナンス態勢の構築がなされているか」、「ノルマ達成のために商品購入を労働者に強制することがないか」等について、農協へのヒアリングを通じて確認、周知するとともに、役職員への理解を深めるための研修や説明会等の取組みを行うこととしている。

3. JAグループの取組み

答申等を踏まえて、自己改革については、担い手等との対話や農協を取り巻く環境、他産業の動向も含めた経済社会情勢等の変化に対応し不断の見直しが必要である。この見直しにあたっては、「外部の視点を入れていくことが不可欠である」との答申の記載がある。外部の視点を取り入れることによって、前年踏襲ではなく、新たな気づきや発想につながることから外部の評価も検討願いたい。

また、不祥事件の発生は、JAに対する社会的信頼を失わせかねない重大な問題である。引続き不祥事件の発生を未然防止するために適切なガバナンス・内部統制の確立に向けて取組みをお願いしたい。

本会としても、自己改革の着実な実践や内部統制の確立・実効性向上に向けて研修会等の開催や個別対応を通じて支援してまいりたい。

JA青森中央会

絆 12 目次 CONTENTS

巻頭言	1	経営の窓口	14
フラッシュ	2	組織農政通信	16
インフォメーション	4	県JA女性協NEWS	18
東北農政局通信あおもり	11	輝き・すすめ！SDGs・催事カレンダー	19
実践農業者支援	12	誉（ほまれ）	20